

会議顛末書

						記 録 者	主 事	居 谷	佳 苗
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 査 係	査 長	グ ル ー プ 員
	(Blank cells for names)								
件 名	令和6年度第2回情報化推進委員会								
年 月 日	令和6年10月15日(火)								
時 間	午後1時30分から午後2時40分まで								
場 所	市役所3階庁議室								
出 席 者	【委員】 木村副市長(委員長)、坪井総合政策部長、大貫総務部長、 荒槇福祉部長、足立健康スポーツ部長、菅沼市民経済部長、 落合都市整備部長、中嶋議会事務局長、中村教育部長 【事務局】 栗山課長、益子課長補佐、佐藤主幹、記録者						傍聴 人数	0人	
内 容	審議事項 1 情報システム中期事業計画について (事務局説明) 対象事業は、令和7年度から令和11年度までに事業開始を予定している、または想定される事業で、新規システムの導入、既存システムの更新・再構築、関連機器の新規購入・更新、新規アプリケーションの購入の4種である。 7月10日から8月22日までを照会期間とし、各課等に公会計システムへの入力を依頼した。9月17日から9月26日までに企画課、財政課及び管財課と合わせて各課等へのヒアリングを実施し、その結果をもとに企画課長、財政課長と協議したのち情報化推進検討部会にて1次査定案の協議及び決定を行った。 1次査定の結果は、2次要求可(条件付きも含む)が42件、2次要求不可が9件、査定なしが4件である。 (質疑) 木村副市長 妊産婦オンライン個別相談システム運用費について、効果の検証期間が1年間というのは短すぎるのではないかと。 事務局 小児医療オンライン相談事業とともに1年間で体制の構築を行い、その後は広報等も協力して進めていく認識である。検証期間については財政課・企画課とも協議の上延長を検討する。 木村副市長 さんさん館公衆無線LAN導入事業について、若い親御さんが来るような施設は公衆無線LANがあるのが当たり前になっている。導入するのに何か良い手立てはないかと。 事務局 担当課に確認したが、あまり利用者から必要とする声が上がっているわけではない。また、Wi-Fiに接続してスマホ等を見ながら子どもの様子を見ていられるのかという懸念もある。 大貫総務部長 今の段階でさんさん館にWi-Fiはないのか。Wi-Fiを導入するだけで多額の費用が掛かるのか。								

	<p>事務局 フリーWi-Fi はない。LGWAN の導入費用は高額だが、公衆無線 LAN を導入するだけならあまり費用は掛からない。</p> <p>大貫総務部長 利用者が使う程度の Wi-Fi 環境の導入を検討してほしい。</p> <p>事務局 フリーWi-Fi のみ導入するよう査定結果を変更する。</p> <p>落合都市整備部長 廃棄物減量等促進事業について、多言語対応が課題となっていたが、現在担当課ではゴミ分別に関する問合せ対応にかなり長い時間を要しており、プッシュ式の分別アプリを導入したいという強い要望がある。今一度担当課の意見を聞いてもらえるとありがたい。</p> <p>事務局 アプリを導入するハードルが高いため、LINE から始めてみてはどうか。別途担当課の話聞く場は設ける予定。</p> <p>菅沼市民経済部長 POS レジ導入について、新札対応のために今年度出張所のレジを変えたばかりである。</p> <p>事務局 導入されたら嬉しいという担当課の声はあるが、導入時期は今後検討していく。</p> <p>大貫総務部長 ガバメントクラウド運用費、小中学校 GIGA スクール端末購入の財源見込みはどうなっているか。</p> <p>事務局 ガバメントクラウドははっきりしていない。GIGA スクール端末は1台あたり上限が5万5千円で、全生徒分が対象となるが先生分は補助の対象外である。</p> <p>木村副市長 歴史民俗資料館に公衆無線 LAN を導入することで展示が3次元、4次元的になる提案はできないか。</p> <p>事務局 QR コードから展示物の詳細が見れるようにするという提案があった。</p> <p>2 自治体情報システム標準化の一部遅延について (事務局説明) 標準化対象業務のうち、株式会社両毛システムズが担当している住民情報基幹系システムのみ標準化システム稼働予定日が令和7年1月から令和7年10月に変更になる。スケジュールの遅延に伴い補助金及び契約の繰越、市民窓口ステーションの休業、コンビニ交付の停止等の対応が必要になる。 遅延の理由としては両毛システムズと共同開発を行っている富士通のシステム開発遅延であるが、令和7年度中の標準化移行は問題なく行える認識である。</p> <p>(質疑) 特になし。</p>		
要措置事項			
情報公開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由 公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当） 年 月 日

※ この様式は、会議顛末書の他、報告書（人事課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。